

令和5年4月1日以後開始事業年度等分
内国法人（グループ通算制度適用）用

欠損金の損金算入等に関する明細書

事業年度		損金算入限度額	法人名	別表七(一)
控除前所得金額 (別表四「43の①」)	1	円 (1) × $\frac{50}{100}$	2	円
事業年度	区分	控除未済欠損金額	当期控除額 (当該事業年度の③と②－当該事業年度前の④の合計額)のうち少ない金額	翌期繰越額 (③－④)又は(別表七(四)「15」)
		3	4	5
・ 青色欠損・連結みなしだけ・災害損失		災害損失		
・ 青色欠損・連結みなしだけ・災害損失		災害損失		
【No.5】前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。		災害損失		
・ 青色欠損・連結みなしだけ・災害損失		災害損失		
・ 青色欠損・連結みなしだけ・災害損失		災害損失		
・ 青色欠損・連結みなしだけ・災害損失		災害損失		
・ 青色欠損・連結みなしだけ・災害損失		災害損失		
・ 青色欠損・連結みなしだけ・災害損失		災害損失		
計				
当期	欠損金額 (別表四「50の①」)		欠損金の繰戻し額	
同上 のうち 青 災	【No.52】4欄の計の金額は、別表七(二)付表一の8欄の計の金額と一致していますか。			
合計				

災害により生じた損失の額がある場合の繰越控除の対象となる欠損金額等の計算

【No.51】2欄の金額は、損益通算後の欠損金控除前の所得金額の50%相当額となっていますか。ただし、次の事業年度を除きます。

- (1) 通算グループ内の全ての法人が、当事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人であり、かつ、一又は完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されていない法人である場合の事業年度
- (2) 更生手続開始の決定の日等からその更生計画認可の決定の日等以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度(株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。)
- (3) 通算グループ内の全ての法人の当事業年度終了の日の属する事業年度が、設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度である場合の通算法人(一定の通算法人を除きます。)の事業年度(株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。)

保険金又は損害賠償金等の額	11			
差引災害により生じた損失の額 (10) - (11)	12			
同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの対象となる災害損失金額	13			
中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額	14			
繰戻しの対象となる災害損失欠損金額 ((6の③)と((13の③) - (14の③))のうち少ない金額)	15			
繰越控除の対象となる欠損金額 ((6の③)と((12の③) - (14の③))のうち少ない金額)	16			

令五
・
四
・
一以後終了事業年度分